

第4期上三川町財政適正化計画

令和3年度～令和5年度

令和2年11月5日策定

本町では、平成24年度から26年度までを第1期、27年度から29年度までを第2期、30年度から令和2年度までを第3期として、それぞれ3か年ごとを計画期間とする『財政適正化計画』を策定し、財政の健全化に取り組んできました。

今般、新型コロナウイルス感染症による世界的な経済危機の影響を受け、町税収入の落ち込みなど本町の財政運営は厳しさを増していくことから、将来を見据えた持続可能な財政構造の構築のため、『第4期上三川町財政適正化計画』を策定します。

1 計画の基本事項

(1) 計画の目的

この計画は、令和元年度決算及び令和2年度決算見込みを基礎として、今後の財政状況を推計し、令和3年度以降の予算編成及び堅実な財政運営を継続していく指針の一つとします。

(2) 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

(3) 対象とする会計

一般会計を対象とします。

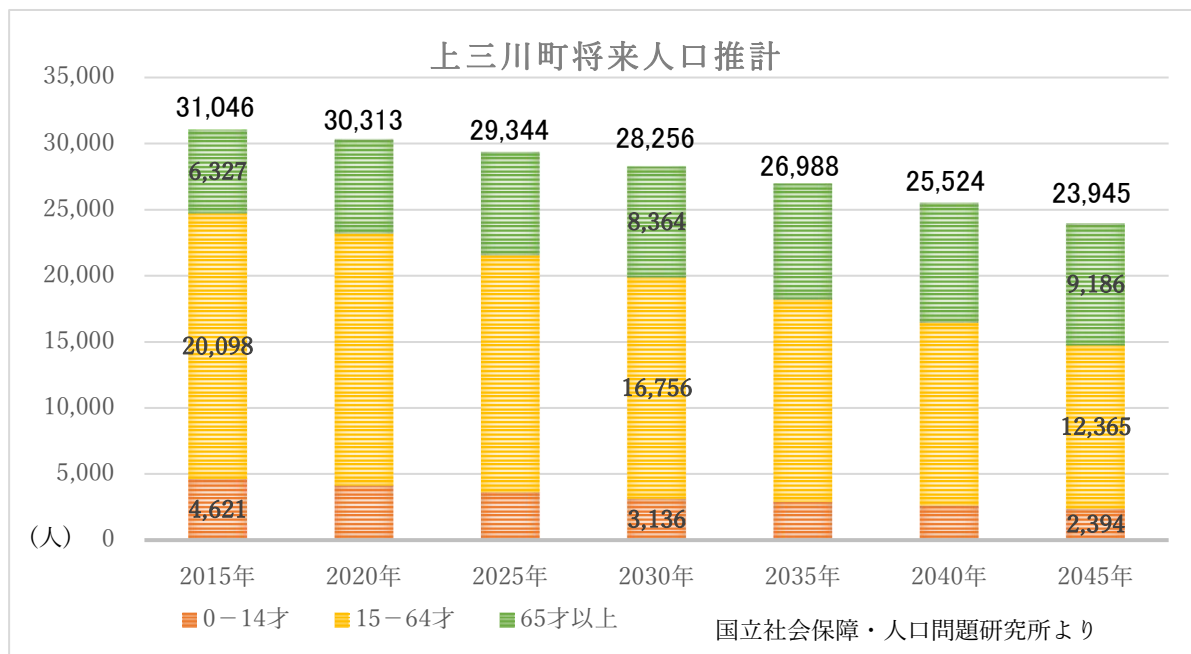
2 上三川町の現状と課題

(1) 人口減少による影響

全国的な人口減少に伴い、本町においても少子高齢化と人口減少が進行し、今後の財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。国立社会保障・人口問題研究所が平成30年度に公表した本町の将来推計人口から、2022年(令和4年)頃には人口が3万人を下回ることが予測されます。

このような状況の中、生産年齢人口(15才以上65才未満)の減少に伴う個人町民税をはじめとする町税の減額や、令和2年10月1日基準の国勢調査

人口による地方交付税の算定替えに伴う減額が見込まれ、歳入規模に見合った財政運営を行う必要があります。



(2) 増加する義務的な経費

近年、国の制度に基づいた子育て世帯支援の費用及び高齢者人口の増加に伴う介護や後期高齢者医療費など社会保障関係経費の増加傾向が続いています。

本町においては、ごみ処理や消防等いくつかの業務を近隣市町とともに共同処理（負担金）しており、その分、人件費は同規模団体より低い傾向にあります。しかし、共同事業における運営費や施設の更新については、本町の考えだけで縮減や先延ばしにできないものであり、また複数の連携先があることから、一時的な費用支出（費用増）が同時期に重なると、本町独自の予算編成に大きく影響が及ぶこととなります。

共同事務事業における負担金の推移 (単位：千円)

負担先（業務内容）	H27	H28	H29	H30	R1
石橋地区消防組合 （消防）	382,270	412,806	426,447	441,613	457,614
芳賀地区広域行政事務組合 （斎場）	5,744	3,605	4,375	4,517	5,610
小山広域保健衛生組合 （救急、し尿処理）	112,827	107,829	93,484	69,508	64,950
宇都宮市 （ごみ処理）	91,933	80,629	100,963	277,369	156,200

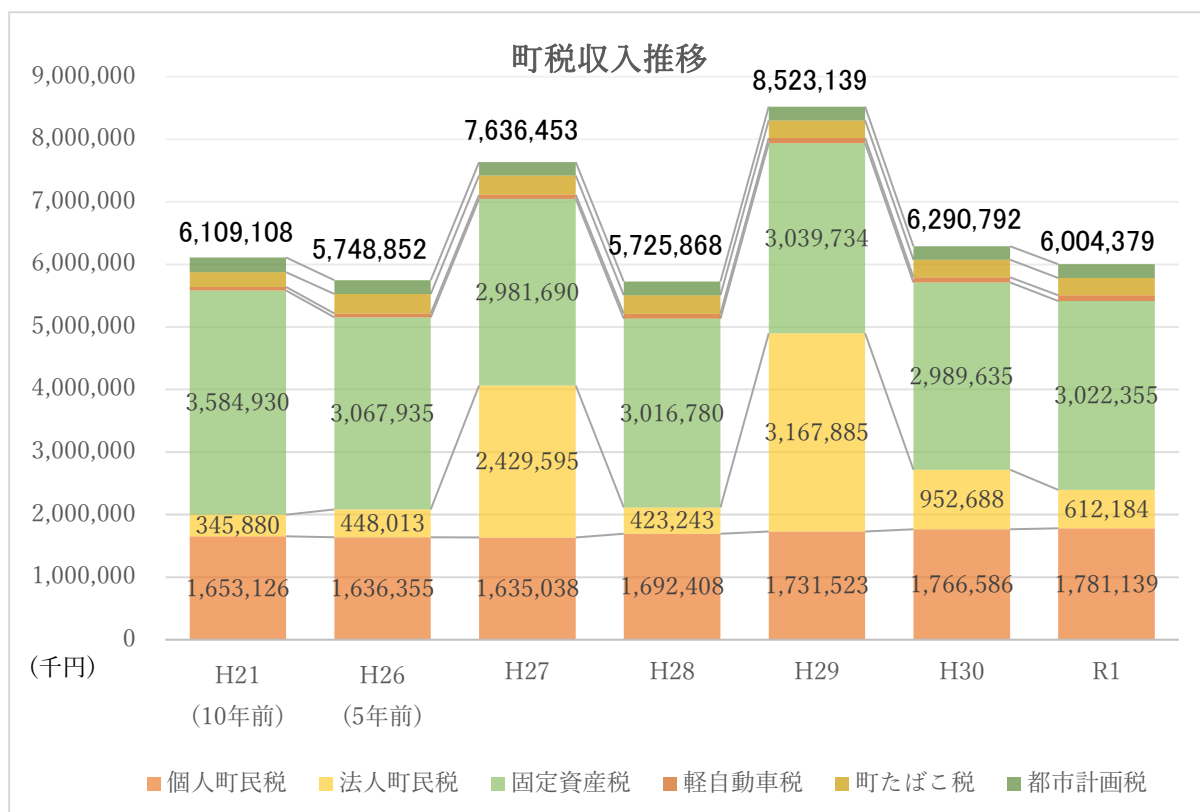
3 財政状況と課題

(1) 歳入

ア 町税

当町の特性として、町税収入は町内の大企業の経営状況によって、特に法人町民税が大きく変動するため、平成27年度、29年度においては突出した決算額となっています。しかし、その特異な状況を除けば、町税収入全体としては、平成20年9月のリーマンショック以降減収傾向にあります。

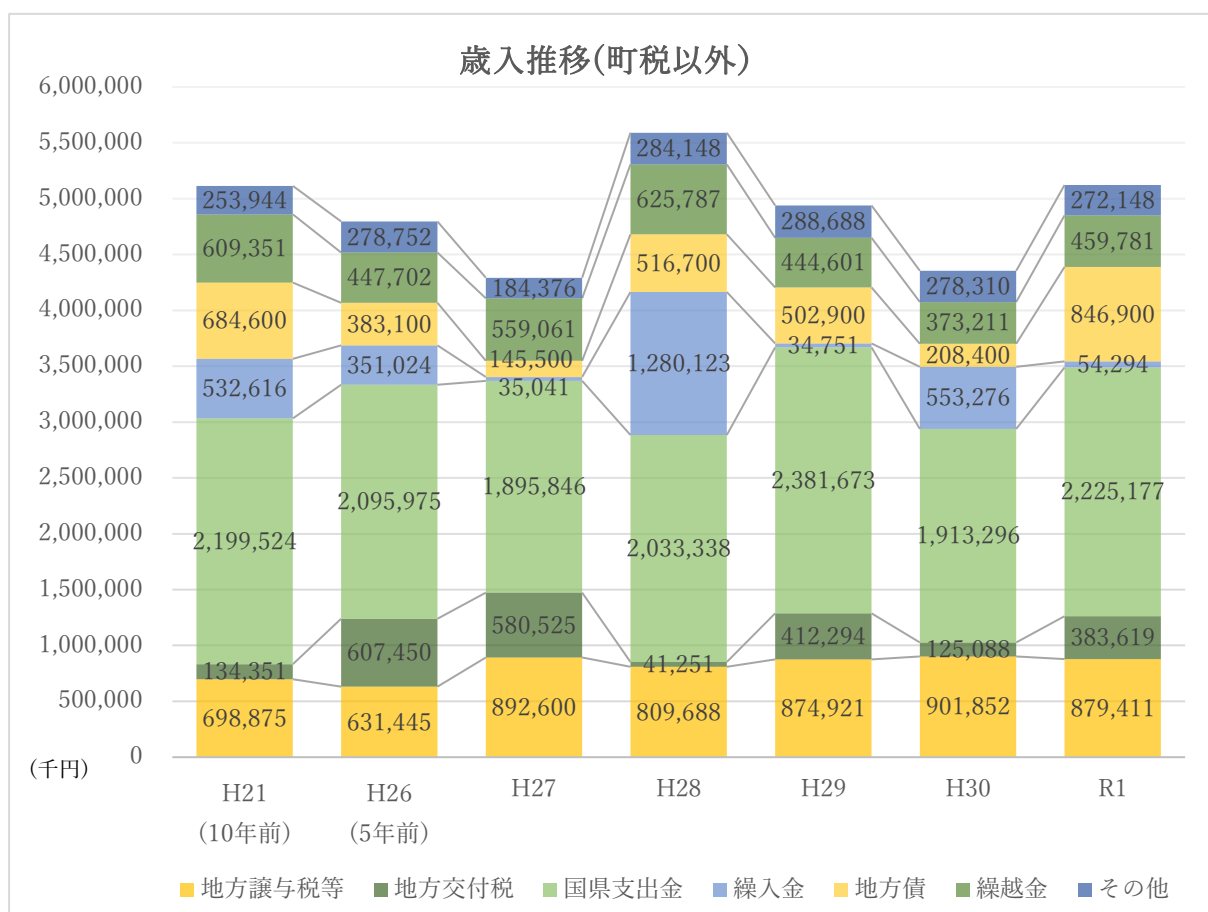
また、今般の新型コロナウイルス感染症による経済への影響はリーマンショック以上とも言われていることから、町民税のみにとどまらず、企業の設備投資等の手控えから固定資産税の減収など、町税収入全体としてさらなる悪化及びその長期化が懸念されます。



イ 町税以外

前（N）年度の町税収入の多寡により、当（N＋1）年度の地方交付税収入も変動します（平成21年度、28年度、30年度は普通交付税の不交付団体です）。なお、町税収入が少ないときは、財政調整基金等を取り崩したり（繰入金）、地方債を借り入れたりすることで財源不足を補うことになります。

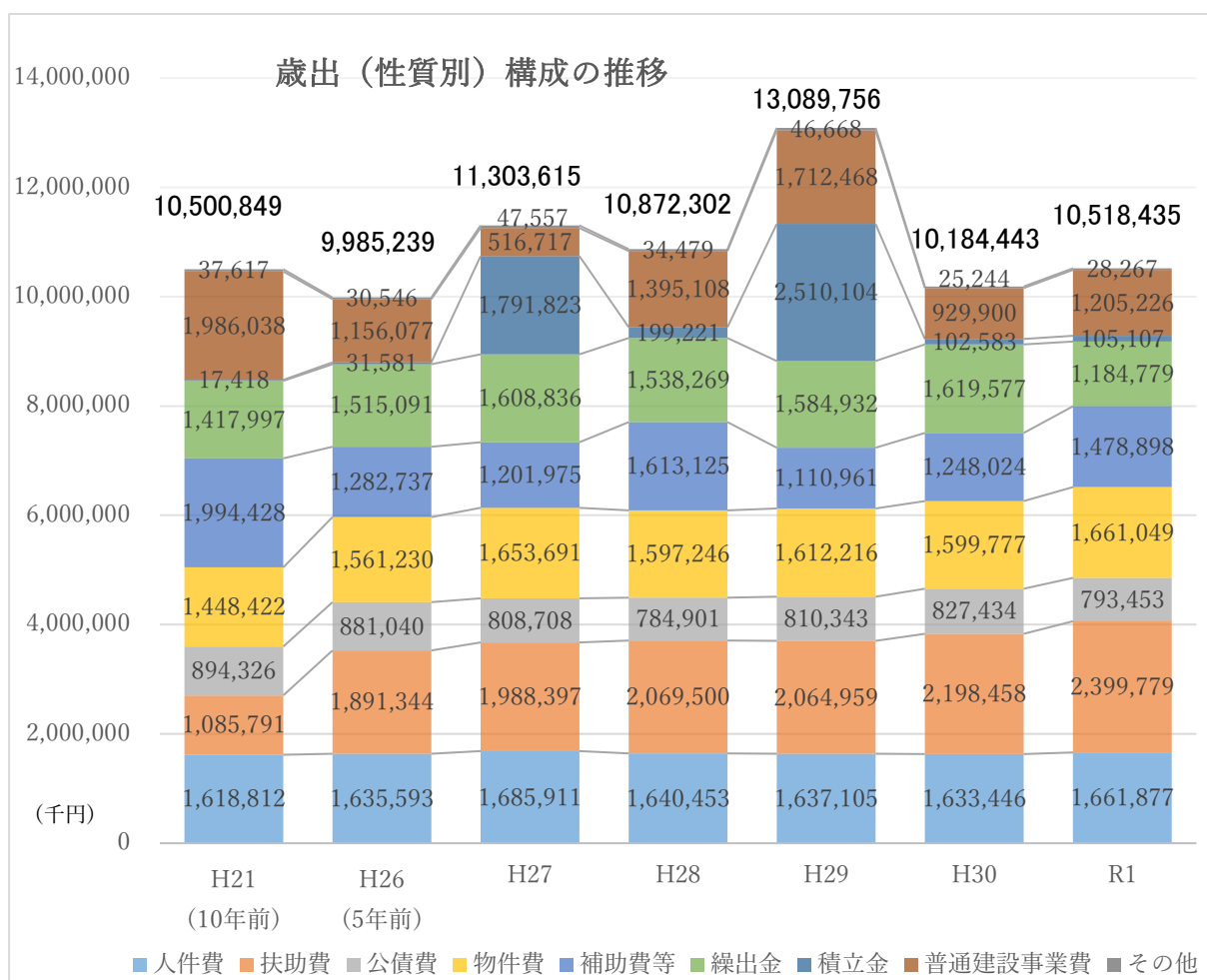
令和元年度は、いわゆる赤字地方債となる臨時財政対策債を4.7億円借入れ、令和2年度においても、町税及び地方交付税の減収見込みにより、発行可能額の2.1億円まで借入れを行います。また今後も、臨時財政対策債のほか、公共施設の長寿命化事業に伴う建設地方債のため、地方債借入額は増加していく見込みにあります。



(2) 歳出

平成27年度、29年度は町税収入の増収分を基金へ積立てた（積立金）ことにより、突出した決算額となっていますが、例年は100億円程度の決算額となっています。しかし、その歳出構造においては、扶助費が社会保障制度の改正などによって毎年増加し続け、令和元年度決算額は10年前の2倍以上に膨れています。今後も、高齢化や幼児教育・保育の無償化制度などにより、増加傾向が見込まれます。

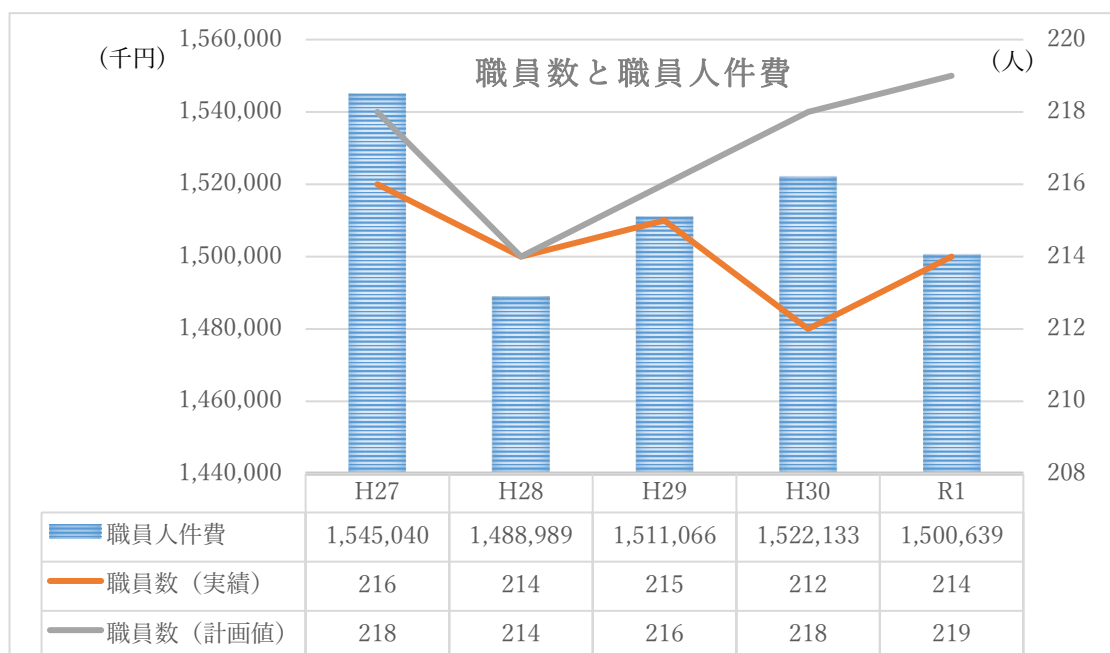
平成28年度に上三川小学校体育館整備事業、29年度に小中学校エアコン整備事業、また令和元年度からは体育センター改修事業及び上三川インター南産業団地整備事業などを順次実施しています。今後、本庁舎をはじめとした公共施設等の長寿命化に伴う改修事業が予定されていることから、普通建設事業費及びそれらの財源として借り入れる地方債の償還額（公債費）が増加することになります。投資的経費の厳選と計画的な実施により、歳出抑制を図る必要があります。



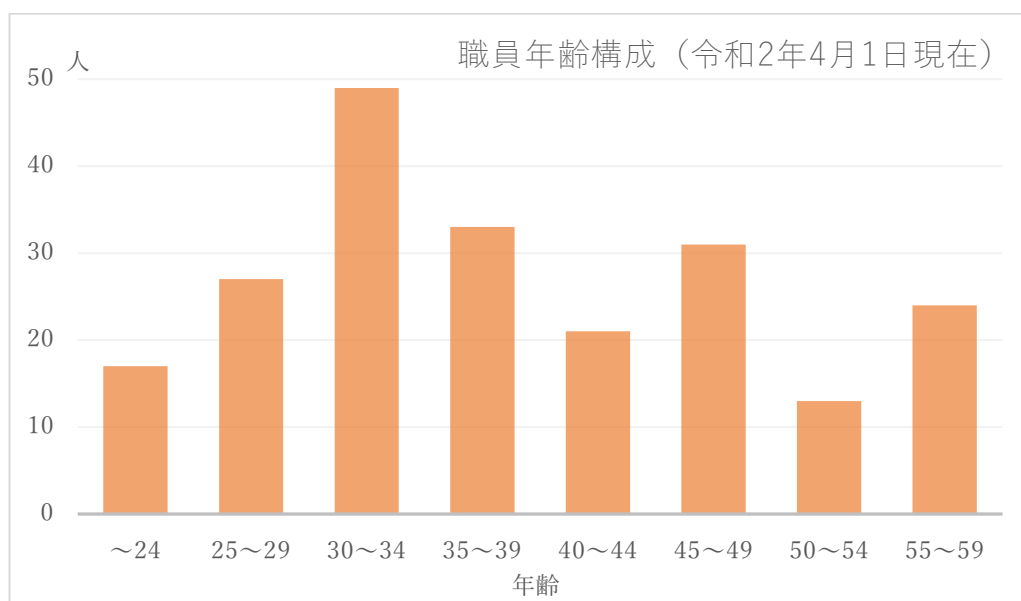
ア 職員数と人件費

職員数は、これまで定員適正化計画で定めた人数より少ない状態にありましたが、多様化する業務内容に対し、行政サービスの質を低下させることなく対応していく必要があることから、今後はその差を縮める傾向となります。

職員人件費は、定年退職者等の入替いで年齢構成の変動はありましたが、おおむね横ばいで推移してきました。令和2年度から新たに会計年度任用職員制度が実施されますが、コロナ禍における経済情勢をふまえた人事院勧告による給与費減等で大幅な増加とはならない見込みです。

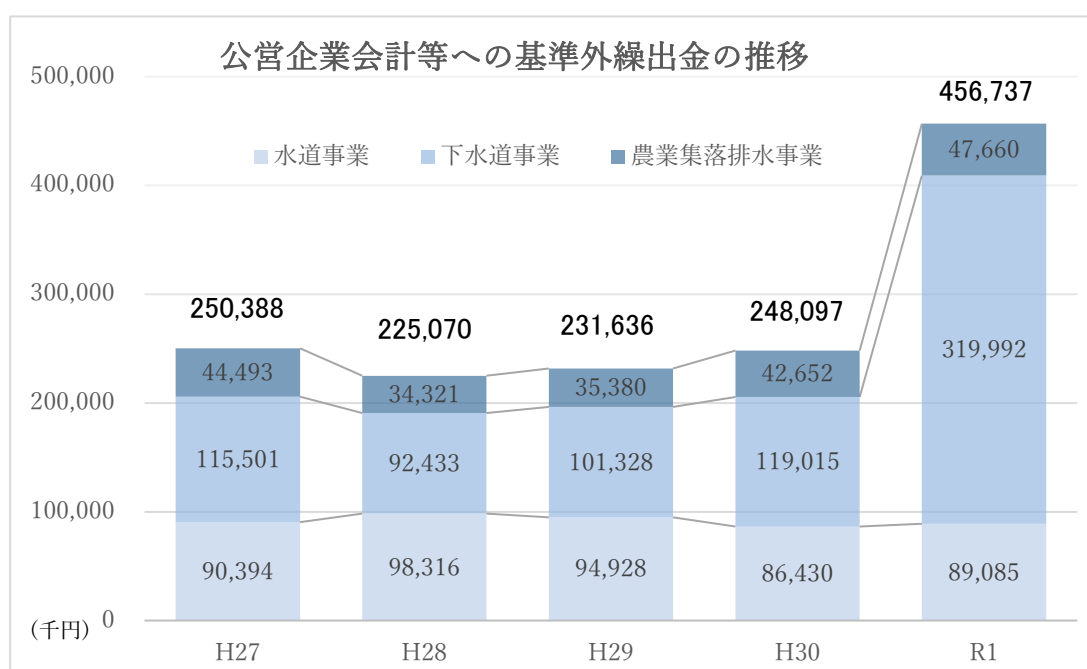


※職員数に一般会計以外の特別会計等職員を含むが、再任用職員は含まない。
 ※人件費に一般会計以外の特別会計等職員及び再任用職員分を含む。



イ 公営企業会計等への基準外繰出金

基準外繰出金とは、特別会計及び公営企業会計の財源不足補填など、総務省から示された繰出基準によらない繰出金のことです。下水道事業については、令和元年度から地方公営企業法の規定を適用し、特別会計から公営企業会計へと移行したことにより、これまでと算出方法等が異なっておりますが、公営企業会計等は独立採算制が原則であり、受益者負担の公平性からも、赤字補填的な繰出金は抑えていく必要があります。



※総務省繰出基準

地方公営企業における「独立採算の原則」の例外とされているもので、受益者負担になじまず、一般行政として行うべきものを効率性や技術上の理由から、企業業務とあわせて行う事務負担に関するルール。

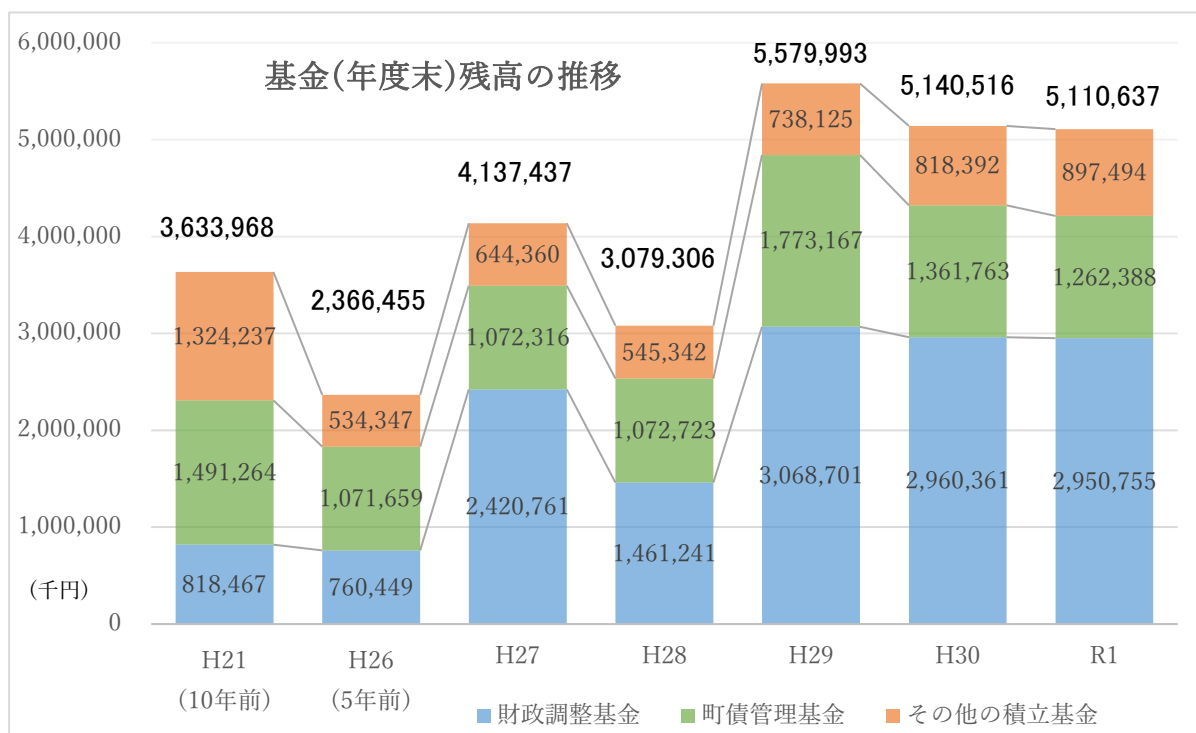
例) 消防のための消火栓に要する経費（上水道）、雨水排水に要する経費（下水道）など

(3) 目的基金残高

平成27年度、29年度の町税増収分は主に財政調整基金へ積立しています。

その他の積立金において、28年度までは小中学校大規模改修事業のため、義務教育施設整備基金を随時取り崩してきましたが、29年度からは公共施設の長寿命化事業に備えて、新たに公共施設等総合管理基金を積立しています。

今後の町税収入の減収に際しては財政調整基金により、公債費の増加には町債管理基金により、その財源を補填していくこととなるため、基金残高は毎年度減少していく見込みです。



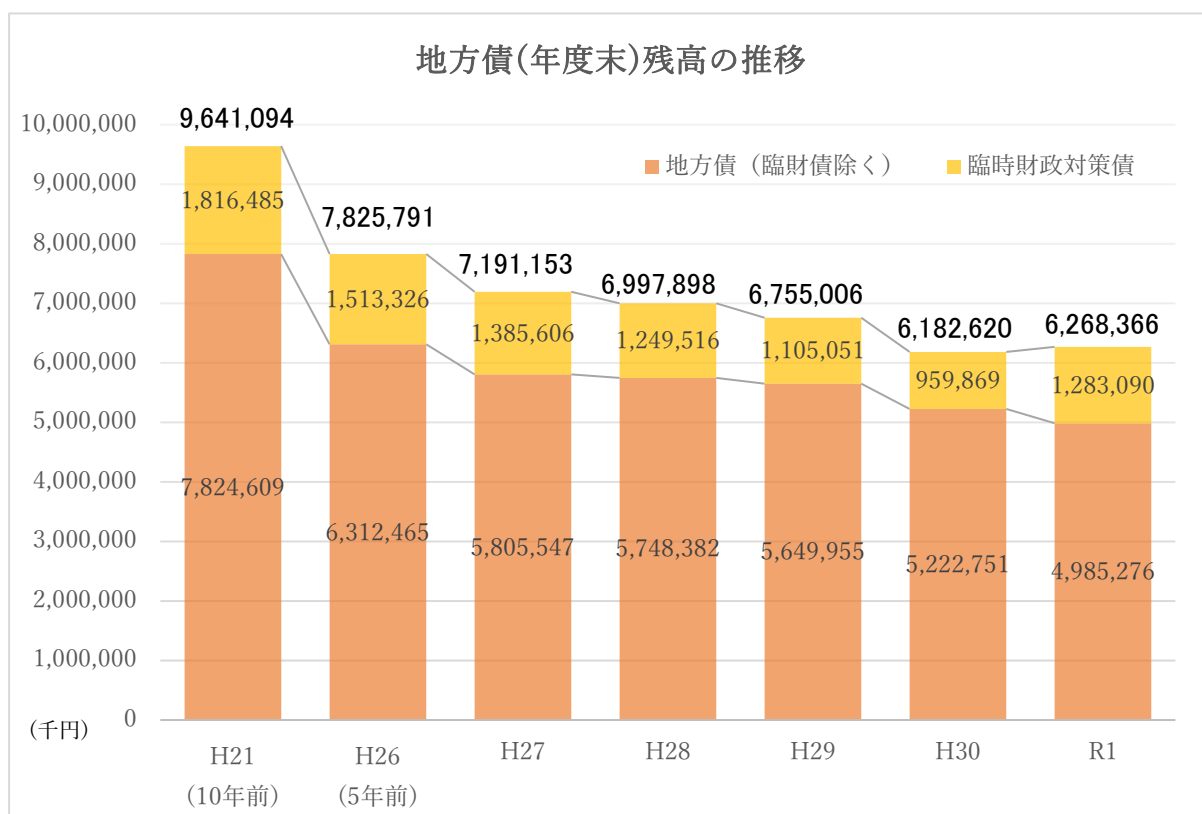
主な「その他の積立基金」残高の推移

(単位：千円)

	H21 (10年前)	H27	H28	H29	H30	R1
社会福祉基金	189,898	123,911	124,234	116,152	107,353	99,493
町営住宅施設整備基金	92,513	92,958	92,991	93,011	82,030	67,198
義務教育施設整備基金	456,443	167,145	67,677	68,437	68,355	68,800
公共施設等総合管理基金	—	—	—	200,000	300,058	400,163

(4) 地方債残高

これまで臨時財政対策債を含め、新規の地方債借入額を元金償還額以下にと抑制してきたことから、平成21年度をピークに地方債残高は年々減少してきました。しかし、令和元年度は5年ぶりに臨時財政対策債を発行したことなどで、新規借入額（約8.5億円）が元金償還額（約7.6億円）を上回り、起債残高は前年度比増加に転じています。今後は地方債借入を必要とする事業の増加により、起債残高が増加していくことが予測されます。



借入額と償還額の推移

(単位：千円)

	H21 (10年前)	H26 (5年前)	H27	H28	H29	H30	R1
新規借入額	684,600	383,100	88,800	516,700	502,900	208,400	846,900
うち臨時債	350,000	138,000	0	0	0	0	470,000
元金償還額	744,204	781,830	723,438	709,955	745,792	780,786	761,154

(5) 財政指標

財政指標は、町税収入の多寡により大きく変動します。

単年度の財政力指数が、「1.0」を超える（平成28年度、30年度）と、普通交付税が交付されず、臨時財政対策債も発行できません。また、実際に町税収入が増額となった年度（平成27年度、29年度）とは時期が異なるため、前年度に積み増した財政調整基金を取り崩して予算編成を行っています。

經常収支比率は、大幅な町税増の年度を除けば、90%程の指数となっており、ほとんどが經常経費の財源となることから、財政の自由度が低い状況です。

財政指標の推移

(単位：%)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
標準財政規模 (千円)	6,762,507	6,913,752	8,297,466	6,845,235	9,310,222	6,851,001
財政力指数 (単年度)	0.911	0.918	1.160	0.939	1.299	0.959
財政力指数 (3か年平均)	0.913	0.913	0.996	1.006	1.133	1.066
実質公債費比率	6.4	5.7	3.9	5.5	4.2	5.7
經常収支比率	91.1	70.1	96.3	64.9	87.2	80.5

※標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる經常的一般財源の規模を示すもの。例) 町税、地方譲与税、地方交付税など

※実質公債費比率

公債費の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、公債費が多額になり財政を圧迫する団体に対して、地方債の発行を抑制するために設けられた指標。

例) 18%以上で、地方債の発行には県の許可が必要。

※經常収支比率

町税や地方交付税（臨時財政対策債を含む）など、毎年度決まって入ってくるような収入（經常的収入）が、人件費、扶助費、公債費といった支払う義務のある経費や、公共施設の維持管理経費など毎年固定的に支出しなければならない経費にどれだけ使われたかを示したもの。

4 今後の財政見通し

令和元年度決算及び令和2年度決算見込みをベースとし、令和5年度までの収支見通しを試算しました。今後、町税収入の大幅な落ち込みが予測され、実質的な単年度収支では令和3年度以降も赤字が発生する見通しで、財政調整基金等の基金を取り崩しながらの財政運営が見込まれます。

(単位：千円)

		令和元年度 決算	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
歳入	町税	6,004,379	5,561,813	4,735,564	5,282,736	5,272,554
	地方譲与税等	879,411	961,112	980,522	961,964	942,764
	地方交付税	383,619	161,367	155,000	255,000	155,000
	国・県支出金	2,225,177	6,044,671	2,351,406	2,273,289	2,269,285
	地方債	846,900	1,083,271	735,500	954,700	367,600
	うち臨財債	470,000	214,171	210,000	470,000	210,000
	その他	786,223	1,479,651	1,727,533	1,216,256	1,438,118
	うち財政調整基金 繰入金	10,218	701,566	857,000	391,000	731,000
	うち町債管理基金 繰入金	0	100,000	400,000	300,000	300,000
	歳入合計	11,125,709	15,291,885	10,689,925	10,943,945	10,445,321
歳出	義務的経費	4,855,109	5,077,881	5,186,988	5,271,013	5,286,252
	人件費	1,661,877	1,662,921	1,597,166	1,633,328	1,615,835
	扶助費	2,399,779	2,584,455	2,681,268	2,690,605	2,716,625
	公債費	793,453	830,505	908,554	947,080	953,792
	物件費	1,661,049	2,078,005	1,824,830	1,862,769	1,829,871
	補助費等	1,478,898	5,044,758	1,437,797	1,574,569	1,533,061
	普通建設事業費	1,205,226	1,720,197	1,090,515	1,087,778	647,203
	その他	1,318,153	1,371,044	1,149,795	1,147,816	1,148,934
	うち特別会計等 繰出金	1,184,779	1,180,165	1,110,752	1,107,635	1,116,610
	歳出合計	10,518,435	15,291,885	10,689,925	10,943,945	10,445,321

5 財政健全化に向けた取組み

人口減少及びポストコロナの経済情勢を見据えた場合、歳入が大きく増加することは見込めないことから、本町の人口規模や歳入規模に応じた歳出規模としていく必要があります。今後の財政見通しでは、扶助費、公債費等の義務的経費の増加や庁舎改修等の大規模事業に伴う財源を確保するため、各種基金を取り崩しての予算編成となります。実質単年度収支の赤字が見込まれていることから、赤字解消に向け、次の項目に重点的に取組むこととします。

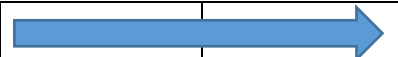
(1) 予算規模の圧縮

前年度当初予算額を原則超過しないように編成し、予算規模を110億円未満に縮減します。編成にあたっては、財政調整基金の取崩しを極力抑えるとともに、一般財源の額を前年度当初予算額の範囲内とすることで、事務事業の見直しを推進し、予算規模の圧縮を図ります。

見込額	令和元年度 (歳出決算額)	令和2年度 (当初予算額)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算規模	105.2億円	116.1億円	106.9億円	109.4億円	104.5億円
基金取崩総額	0.3億円	8.2億円	13.5億円	8.4億円	10.6億円
予算規模 目標額	—	—	106億円	109億円	104億円


(2) 地方債発行額の抑制


地方債は発行した分、後年度には公債費として義務的な経費となるため、原則として毎年の新規地方債発行額が元金償還額を超えないように、投資的経費（普通建設事業費）については優先度を十分考慮し、計画的に実施します。

見込額	令和元年度 (決算額)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規発行額	8.5億円	11.2億円	7.4億円	9.5億円	3.7億円
元金償還額	7.6億円	8.1億円	8.9億円	9.3億円	9.4億円
地方債残高	62.7億円	66.1億円	64.6億円	64.9億円	59.2億円
残高目標額	—	—			60.0億円以下

(3) 基金残高の確保

基金繰入に極力頼らない予算編成とし、令和5年度末時点で財政調整基金は7億円（標準財政規模の10%）以上、町債管理基金は5億円（単年度公債費の1/2）以上の確保を目指します。

財政調整基金	令和元年度 (決算額)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
残高見込額	29.5億円	22.5億円	13.9億円	10.0億円	2.7億円
目標額	—	—			7.0億円以上

町債管理基金	令和元年度 (決算額)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
残高見込額	12.6億円	11.6億円	7.6億円	4.6億円	1.6億円
目標額	—	—			5.0億円以上

(4) 歳入の確保

町税については、公平で適正な課税を行うとともに、収納率の向上、定住促進や企業誘致等により税収の確保に努めます。

町税以外では、公共施設の使用料等については、当該事業に係る諸経費から再算定し、受益者負担の公平性を図ります。公営企業会計等における使用料についても同様に、受益者負担の公平性及び一般会計からの基準外の繰出しを抑制する（独立採算の原則）ために、料金設定の見直しにより増収を図ります。

また、公共施設の統合、廃止を検討し、町有財産の貸付を含めた利活用及び売却を推進します。

(5) 経常収支比率の抑制

経常的事業（町単独）の新設及び拡充は、原則凍結とします。経常的事業の新設等予算を計上するときは、原則として、事業を実施する課等において既存事業の廃止、縮減によりその財源確保を行うこととします。

また、すべての事務事業において、P D C Aの考え方をもって取組み、事業の見直し、廃止等の方向を明確にしていきます。

目標値	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収支比率	80.5%	85.0%以下	85.0%以下	85.0%以下	85.0%以下